

# 地域における多様な人材の育成、 就労の促進及び再就職の支援に 関する条例

奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課外国人・人材活用推進室

## 1 条例制定の背景

### (1) 奈良県の雇用に関する現状

本県の令和2年の就業率は54・8%（全国平均値60・5%）で、全国で最も低い水準となっています。また、本県は大阪のベッドタウンとして発展してきた経緯から、若者の県外流出が課題となっており、令和2年の県外就業率は27・3%（同8・9%）で全国3位と高水準にあります。加えて、20歳代から40歳代の若い世代の人口が著しく減少している状況であり、労働力の確保が大きな課題となっています。

今後、ますます生産年齢人口が減少してい

く中で、地域経済の活性化を図るには、県内に多様な雇用の場を創出するとともに、働く意欲のある多様な人材を積極的に支援し、県内就労につなげていくことが重要と考えられます。

このため、本県では、企業誘致をはじめ、県内の雇用創出に積極的に取り組むとともに、無料職業紹介所（奈良しごとiセンター）及び高田しごとiセンター）を設置し、国等と連携して就労あっせんを行うなどの就労支援を行っています。

### (2) 条例制定の理由

これまでの我が国の雇用形態は、終身雇用

奈良県は、県における雇用に関する様々な施策を体系化し、日本型雇用に代わる地域における望ましい雇用の仕組みを実現するための施策を積極的に推進するため、「地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する条例」を制定した（条例第53号として、令和4年3月30日公布、同年4月1日施行）。この条例では、若者、女性、ひとり親、外国人、高齢者、障害者、刑務所出所者等の多様な人材が適性やライフステージ等に応じて希望する形態で就労し、一旦離職しても学び直して再就職し活躍することができる地域社会の実現を目指している。

や事業者による人材育成などのいわゆる日本型雇用の考え方や仕組みの下、高度経済成長を支えてきたと言われていますが、その反面、労働者の希望や事情に応じた就労を困難にし、労働力不足の一因にもなってきました。加えて、近年の人口減少、少子高齢化、過疎化、情報化等の急激な進展により雇用環境は大きく変化し始めており、労働力の地域偏在にも拍車がかかってきています。

このような雇用情勢の変化に対応していくためには、雇用に対する考え方や雇用の仕組みを変化させ、地域における望ましい雇用を実現させていく必要があると考えています。すなわち、従来の日本型雇用から、地域にお

いて人材を育成し、多様な人材が自らの適性に  
等に応じて希望する形態で就労し、一旦離職  
しても再就職し活躍することができると地域主  
導型雇用へ、これまでの雇用についての考え  
方及び仕組みを変化させる必要があるとの考  
えから、条例を制定しました。

条例により、地域における人材育成、就労  
の促進及び再就職の支援に関して基本理念を  
定め、施策体系を明確化することで、雇用施  
策を総合的かつ計画的に進めていきたいと考  
えています。また、県の責務や、事業者、関  
係団体等及び県民の役割について条例に明記  
し、国、市町村及び関係団体等との連携及び  
協力について定めることで、幅広い分野の関  
係者が同じ目的意識を持って連携、協力し、  
効果的に施策を進めていくことができるもの  
と考えています。

## 2 条例の概要

### (1) 基本理念

地域において、多様な人材を育成し、就労  
を希望する全ての人々がそれぞれの適性、ライ  
フステージ、生活様式等に応じて自らの希望  
する職業及び働き方により就労し、離職した  
場合においても再就職することができると地域  
社会を実現することが、地域経済の持続的な  
発展並びに県民生活の安定及び向上につなが

るとの認識の下、地域における多様な人材の  
育成、就労の促進及び再就職の支援に関する  
施策に積極的に取り組むことを基本理念とし  
て定めました。

### (2) 県の責務

県の責務として、地域における多様な人材  
の育成、就労の促進及び再就職の支援に関す  
る施策を体系化し、国、市町村及び関係団体  
等と連携して総合的かつ計画的に実施するこ  
とを明記しました。

### (3) 事業者、関係団体等、県民の役割

また、事業者や関係団体等及び県民の役割  
を明確にし、その役割を担っていただくこと  
により、条例の目指す地域社会の実現につな  
がっていくものと考えており、努力義務として  
それぞれの役割等についても盛り込みました。

#### ① 事業者の役割

事業者の役割としては、地域における多様  
な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援  
についての理解を深めていただくとともに、  
従業員が能力を有効に発揮して活躍できるよ  
う、従業員の募集や採用方法の改善、リカレ  
ント教育の機会を提供する教育機関等との連  
携、協力等に努めていただくこととしていま  
す。加えて、従業員が適性、ライフステージ、

生活様式等に応じて働くことができるよう、  
それぞれの特性に応じた働き方を実現するこ  
とができる職場環境の整備に努めていただく  
よう定めています。

#### ② 関係団体等の役割

また、関係団体等の役割としては、国、県  
及び市町村と連携して地域における多様な人  
材の育成並びにその希望に応じた就労の促進  
及び再就職の支援に努めていただくこととし  
ています。

#### ③ 県民の役割

さらに、基本理念にのっとり、地域におけ  
るリカレント教育等による職業能力の開発及  
び向上、就労並びに再就職の重要性について  
の理解及び関心を深めるよう努めていただく  
ことを県民の役割としています。

### (4) 基本的施策

この条例では、地域における「多様な人材  
の育成」、「就労の促進」、「再就職の支援」を  
県の施策展開の3本柱とし、それぞれ県が講  
ずるべき基本的施策を定めています。

まず、「多様な人材の育成」に関しては、  
就業意識の醸成を図るために学齢期からその  
発達段階に応じて幅広い分野の職業に触れる  
機会や就労に関する情報を提供するとともに  
に、学び直しによるスキルアップのためのリ

図表 条例の基本的な考え方と施策展開の柱

地域において、多様な人材（若者、女性、ひとり親、外国人、高齢者、障害者、出所者など）を育成し、就労を希望する全ての人がそれぞれの適性、ライフステージ、生活様式等に応じて自らの希望する職業及び働き方により就労し、離職した場合においても再就職することができる地域社会を実現することが、地域経済の持続的な発展並びに県民生活の安定及び向上につながるとの認識の下、地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策に積極的に取り組む。

## 施策展開の3つの柱

### 1 地域における多様な人材の育成

- 職業に触れる機会の提供による職業選択の支援、就業意識の醸成
- 職業訓練、実学教育の内容の充実
- リカレント教育の機会の充実
- 人材不足分野の人材育成
- 新たな産業・技術を担う人材の育成等

### 2 地域における就労の促進

- 実習、就労体験等の機会の提供
- 相談、就労あっせん体制の充実
- 就労する上で必要な生活面での支援の推進
- 多様な人材の特性に応じた活用に関する事業者への支援
- テレワークその他の柔軟な働き方の推進等

### 3 地域における再就職の支援

- 離職に至った事情等を踏まえた、再就職、職業能力の開発・向上に関する相談、就労あっせん
- 研修の実施、再就職に関する情報の提供等

カレント教育の機会の充実を図ります。

次に、「就労の促進」に関しては、就労等に関する相談やあっせん等の支援を一体的に実施する体制の充実を図るとともに、テレワークその他の柔軟な働き方を實現するための環境の整備を支援します。また、「再就職の支援」に関しては、それぞれの離職に至った事情、能力、経験等を踏まえて、再就職や職業能力の開発・向上に関する相談や再就職のあっせん等の支援等を行います。

(5) 国、市町村及び関係団体等との連携及び協力

地域における多様な人材の育成、就労の促進及び再就職の支援に関する施策を一体的かつ効果的に推進するため、国、市町村及び関係団体等との連携や協力は大変重要と考えています。

そのため、国、市町村及び関係団体等との協議の場を設け、地域における雇用に関する情報を共有するとともに、条例の趣旨について認識を共有するよう努めると規定しています。

## 3 条例の目的実現のための推進体制

(1) 奈良県地域雇用推進協議会

条例に基づく協議の場として、国、県、市町村及び関係団体（産業、労働、金融、福祉、若者支援等）の計22団体等で構成する奈良県地域雇用推進協議会（以下「協議会」という。）を令和4年8月に設置し、第1回協議会を開催しました。

第1回協議会では、県から、条例の趣旨や内容、雇用に関する現状と課題、県の施策等について説明した後、出席者から、今後必要となる施策等について意見を頂きました。主な意見として、次のようなものがありました。

- ・ 不本意非正規雇用労働者の正規雇用への転換や処遇改善等の促進が必要。
- ・ 人手不足分野について、学齢期からその発達段階に応じて幅広く職業に触れる機会や就労に関する情報を提供することが重要。
- ・ 若者の県内就業を高めるには、奈良の企業の魅力を向上し、情報発信を強化することが重要。

県としては、頂いた意見を今後の施策に活かしていきたいと考えています。

今後も、この協議会では、全体会合を定期

的に開催するほか、特定の課題の解決に向けて機動的に対応することができるよう、関係するメンバーでの部会を設置し、臨機応変に開催するなど、実効性のある協議を行っていきます。

#### (2) 庁内連絡会議

これまでは、若者、女性、高齢者、外国人、障害者等多様な人材の雇用に関わる県の施策を各所管部署で実施してきたため、横の連携が十分に図れていない面もありました。そのため、県の関係部署が連携し雇用に関わる施策を一体的に実施することにより効果的に推進していくため、庁内連絡会議を立ち上げたところであり、今後も継続的に実施していきます。県が設置している雇用に関わる様々な相談窓口の有機的連携の強化を図るほか、関係部署間の協議や情報共有を通じて、県として、雇用施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

## 4 結びに

本県では、生産年齢人口が今後ますます減少していく中、多様な人材が希望に応じて就労することができるよう地域の雇用環境の整備を図り、地域経済の持続的な発展及び県民が安心して暮らすことができる地域社会を实

現するため、この条例に基づき、県庁が一体となり、また、国、市町村及び関係団体等との幅広い連携を通じて、雇用に関する施策を積極的に推進していきたいと考えています。

